

第 8 4 号議案

豊川市水道事業給水条例及び豊川市下水道条例の一部改正について

豊川市水道事業給水条例及び豊川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市水道事業給水条例及び豊川市下水道条例の一部を改正する条例

(豊川市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 豊川市水道事業給水条例（昭和 3 4 年豊川市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(工事の施行) 第 7 条 給水装置の工事は、市又は市長が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。） <u>が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者に給水装置の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2・3 （略）	(工事の施行) 第 7 条 給水装置の工事は、 <u> </u> 市長が法第 16 条の 2 第 1 項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。） <u>又は市が施行する。</u> 2・3 （略）

(豊川市下水道条例の一部改正)

第 2 条 豊川市下水道条例（昭和 5 5 年豊川市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(排水設備等の工事の実施) 第 9 条 排水設備等の工事（市長が定める軽微な工事を除く。）は、愛知県下水道協会に排水設備工事責任技術者として登録され	(排水設備等の工事の実施) 第 9 条 排水設備等の工事（市長が定める軽微な工事を除く。）は、愛知県下水道協会に排水設備工事責任技術者として登録され

ている者を選任する業者として市長が定めるところにより市長の指定を受けている者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

ている者を選任する業者として市長が定めるところにより市長の指定を受けている者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、災害その他非常の場合に他の市町村長等が指定した者等により給水装置又は排水設備等の工事を実施できるようにするとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。